

高等工科学校生徒等未成年隊員に対する服務指導等に関する通達

昭和 34 年 9 月 15 日
陸幕発 1 第 282 号

改正 昭和 46 年 11 月 17 日陸幕監理第 140 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 22 年 3 月 23 日陸幕人計第 185 号
平成 23 年 3 月 30 日陸幕人計第 193 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面總監
各部隊長 殿
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規 25)

高等工科学校生徒等未成年隊員に対する服務指導等に関する通達
標記の件、満 18 才未満の隊員の取扱については、憲法に定められた児童福祉保護の精神にかんがみ、下記を準拠として、その服務指導等に遺憾のないようにされたい。

記

1 法律上の原則

- (1) 現行法令下においては、自衛隊員としての権利及び義務については、隊員の成年、未成年（満 20 才未満をいう。以下同じ。）の区分による差異はない。
- (2) 父母等が、民法（明治 31 年法律第 9 号）上、未成年の子に対し、その身上及び財産の監督保護を目的として有する権利（監護教育権、財産管理権、居所指定権懲戒権、職業許可権等で以下「親権」という。）は、自衛隊員としての公的な身分には、これを及ぼすことはできないが、未成年の隊員は、個人としての私権に基づく行為（たとえば、婚姻、養子縁組等の身上に関する行為、又は自衛隊員として受給する給与以外の個人財産の処分等の行為をいう。）については、原則として、その者の父母等の親権に服さなければならない。
- (3) 前号の親権は、一身専属権であるので、法律に定められた場合のほか、他の者に委任等することがあり得ない。したがって未成年隊員の所属長等が、当該隊員の父母等の有する親権を代理することは、法律上不能である。

2 道義的責任

前項は、未成年隊員の取扱についての現行法律上の基本的原則であるが、憲法及び児童福祉法その他、未成年者の権利保護等を目的として定められた各種法律の立法精神にかんがみ、部隊長等が、隊務遂行上支障のない範囲内において、未成年隊員の心身の健全な育成に寄与するよう、愛護指導等の実施について、道義的責任を負わなければならないことは当然である。

3 指 導

具体的指導に当たっては、上記法律上の原則及び道義的責任の両者を基本的な準拠とし、特に次により、指導の適正を期することが必要である。

(1) 満 18 才以上の未成年隊員については、隊員としての教育訓練、服務指導等に当たっては、特別に一般の成年隊員と区別して取り扱うことを要しないが、未成年者喫煙禁止法（明治 33 年法律第 33 号）及び未成年者飲酒禁止法（大正 11 年法律第 20 号）の適用は受けるので、この履行を監督しなければならない。

(2) 18 才未満の未成年隊員については、前号に掲げた両禁止法を厳守させるほか、これらの隊員が未だ心身ともに未成熟であり、将来成人となったときの人格の基盤をつくるべき重要時代にあることにかんがみ、特に次の点に留意しなければならない。

ア 教育訓練において、体力の練成を図る場合は、身体の発育状態に注意し、訓練に関する規定に定められた練度基準に基づき、漸進的に健全な身体の発育に寄与するよう配慮すること。

また、やむを得ず危険を伴う業務及び身体の発育に悪影響を及ぼすおそれのある業務に従事させる場合においては、事前の教育を十分に行い、危害予防措置に特別の考慮を払う等過誤のないよう、慎重を期すること。

イ 勉学、修養についての良習を養成するよう、積極的にこれを指導すること。

これがため、たとえば、自習室、図書室等を設けて必要な便宜を与え、勤務時間外に進んで自学自習ができるようにするとともに、良書に親しませ好ましくない書物等を閲読しないよう適切な指導を行うほか、自戒自省の習慣を養い、健全な心身の発達向上と良識の養成を重視して必要な指導を行うこと。

ウ その他、営内生活上のしつけについては、昭和 29 年 8 月 24 日陸幕発 1 第 41 号「しつけの参考資料配布に関する通達」別冊「しつけの参考資料」に基づき、自衛隊員及び社会人として必要な良習を養成するよう懇切に指導すること。

エ 上記イ及びウによる指導に当たっては、その目的精神を十分理解徹底させるとともに、未成年者の監護教育についての一般社会通念上、許容される限度においてこれを行うものとし、その程度を超えて、自衛隊員としての任務遂行に直接的な関係のない事項について規制を加えたり、あるいはしつけの域を逸脱して、強制を行う等のことのないよう注意すること。